

第 29 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県伝統工芸館	熊本市中央区千葉 城町3番35号	一般財団法人熊本 県伝統工芸館 理事長 山本國雄	令和3年4月1日か ら令和8年3月31 日まで

(提案理由)

熊本県伝統工芸館条例（昭和57年熊本県条例第30号）第12条第1項の規定に基づき、熊本県伝統工芸館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。